

奈良県子ども医療費助成事業補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、子どもの健康の保持及び福祉の増進を図るため、市町村が子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費を助成する場合における当該助成に要する経費について、当該市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) **子ども** 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) **対象者** 県内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者である子ども又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、若しくは私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもを主として養育しているものをいう。ただし、次のいずれかに該当する者は、対象者としない。

ア 前年の所得（1月から7月までの間に受けた子どもの医療に係る医療費については、前前年の所得とする。）が、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額を超える者

なお、所得の範囲及びその額の計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例による。

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(3) **医療費** 子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療に要する費用の額のうち、当該法令の規定により対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額をいう。

ア 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額

イ 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

ウ 病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(ア) 外来療養である場合 500円

ただし、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合は、1000円とする。

(イ) 入院療養である場合 1000円

ただし、14日未満の入院療養である場合は、500円とする。

第3 補助対象経費及び補助額

補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助の対象となる経費	補助金の額
市町村が対象者に対して行う子どもに係る医療費の助成に要する経費	当該経費の2分の1以内の額

第4 補助事業の適用

補助事業は、第5に規定する補助金の交付申請を行った日がいつであるかにかかわらず、当該申請を行った日の属する年度の4月1日から適用するものとする。

第5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする場合は、毎年度8月末日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 補助金所要額調書
- (3) 収支予算書抄本
- (4) 確約書（支弁見込額が市町村予算額（歳出）を上回る場合）

第6 補助金の交付の決定

知事は、第5の書類を受理し適当と認めたときは、補助金の交付の決定を通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

第7 申請の取下げ

規則第7条第1項の規定により補助金の交付を申請した市町村が申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第8 補助金の追加（減額）交付申請

補助金の追加又は減額の申請を行おうとする場合は、毎年度12月末日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金変更交付申請書
- (2) 補助金所要額調書
- (3) 収支予算書抄本
- (4) 確約書（支弁見込額が市町村予算額（歳出）を上回る場合）

第9 補助金の追加（減額）交付の決定

知事は、第8の書類を受理し適当と認めたときは、補助金の追加（減額）の決定を通知するものとする。この場合において、知事が補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

第10 補助金の概算払

知事は、補助金の交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする市町村は、概算払請求書を知事に提出しなければならない。

第11 指示及び検査

知事は、補助金の交付の決定を受けた市町村に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

第12 事業実績の報告

補助金の交付の決定の通知を受けた市町村は、補助事業が完了したとき、又は会計年度終了後、速やかに事業実績報告書及び次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 支出状況調書
- (3) 戻入収入状況調書
- (4) 収支決算書抄本（又は見込書）

第13 補助金の精算

知事は、前条の規定による書類を受理し、規則第13条の規定により補助金の額を確定した結果、その額が交付決定額を上回るときは、追加交付の決定を行うものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、精算払請求書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該額の補助金の返還を命ずる。

第14 交付決定の取消し等

知事は、補助金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第11の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

第15 書類の整備及び保管

補助金の交付の決定の通知を受けた市町村は、受給者台帳を整備し、補助金交付申請に係る書類とともに、当該補助事業の実施に係る会計年度終了後5年間保管するものとする。

第16 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の前に行われた医療に関する補助金については、なお従前の例による。

(平成20年3月31日改正文)

平成20年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日改正文)

- 1 平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた医療に関する補助金については、なお従前の例による。

(平成28年8月1日改正文)

- 1 平成28年8月1日から施行する。
- 2 平成28年7月31日以前に行われた医療に関する補助金については、なお従前の例による。